

消防特第8号
平成27年1月14日

各都道府県消防防災主管部長

殿

東京消防庁・各指定都市消防長

消防庁特殊災害室長

林野火災に対する警戒の強化について

林野火災対策の推進につきまして、平素より御尽力を賜り感謝申し上げます。例年、春先の空気が乾燥する中で、たき火、たばこや火入れなどを原因とする林野火災が全国各地で多発しています。平成26年は、3月から5月にかけて900件を超える林野火災が発生し、このうち焼損面積が20ヘクタール以上の火災は9件と平成25年の同時期と比較し6件増加している状況です（件数はいずれも速報値）。そのため、今後本格的な春の行楽シーズンを迎えるにあたり、出火防止及び火災拡大防止のため、林野火災に対する警戒を強化することが重要と考えます。

つきましては、貴職におかれましては、気象状況等地域の事情を踏まえながら、下記事項及び「林野火災に対する警戒強化及び空中消火の積極的な活用について」（平成21年4月15日付け消防特第69号・消防応第138号）を参考のうえ、報道機関との連携を図り、住民に対する広報活動を行うなど林野火災対策の推進について特段の御配慮をお願いします。

また、各都道府県におかれましては、貴管内市町村及び消防本部に対して（東京消防庁・各指定都市を除く）、この旨周知下さるよう併せてお願ひいたします。

なお、林野の焼損面積が20ヘクタール以上の火災については、昭和55年3月11日付け消防地第81号通知において依頼しているとおり、林野火災対策資料を消防庁特殊災害室まで提出して下さるようお願いします。

記

1 林野火災予防の徹底について

林野火災の出火原因として、たき火、たばこや火入れの不始末などの人的要因によるものが多いことを踏まえ、次の事項について重点的に指導・広報を行う。

- (1) ハイカー等の入山者及び地域住民等に対し、新聞、テレビ、ラジオ、広報誌やホームページ等を通じ、たき火の火の始末の徹底、たばこの投げ捨てや火遊びの禁止等について広報すること。
- (2) 火入れによる林野火災で死傷者が発生したものについては、火災予防条

例に基づく届出や初期消火の準備をせずに実施したものが多いことから、火入れの実施者及び作業者に対し、火気取扱いに関する届け出などの市町村条例の順守、初期消火の準備、気象状況等を踏まえた火入れの実施等について指導すること。

なお、火入れに係る留意事項等については、森林火災対策協会が作成した「火入れ作業の手引き」(<http://www.center-green.or.jp/ffca/>)を参考にされたいこと。

- (3) 林業関係者に対し、日頃からの森林保全管理など林野火災予防の対応を適切に図るよう注意喚起を行うとともに、林内作業者に対し、火気管理の徹底について指導すること。

2 防災関係機関による警戒の強化について

消防機関等防災関係機関は、出火防止と火災拡大防止のため、広報車や防災行政無線の活用等による火災予防の呼びかけ、水利の確認、林野火災発生の危険性の高い地域における巡回、警戒の強化を図る。

3 林野火災拡大の早期防止について

林野火災が発生し、拡大のおそれがある場合には、近隣の市町村に対し、時機を失すことなく応援要請を行うなど、火災拡大の防止対策を早期に図る。

4 空中消火等の積極的な活用について

消防防災ヘリコプター等を活用した消防活動は、林野火災対策として非常に有効な消防戦術の一つであるが、その活動は昼間に限られ、気象条件にも左右される性質のものである。

こうしたことに鑑み、消防防災ヘリコプター等に対する応援出動については、「林野火災に対する空中消火の積極的な活用について」(平成26年5月16日付け消防特第90号・消防広第117号)を参考のうえ、時機を失せず、状況に応じつつ集中的かつ効果的な空中消火活動が可能となるよう要請すること。

5 情報収集・連絡体制の整備について

林野火災のうち、

- ① 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- ② 空中消火を要請又は実施したもの
- ③ 住家等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの（災害対策本部が設置されたものなど）

について、火災・災害等即報要領に基づき迅速な報告に努める。その際、ヘリコプターテレビ電送システム等による画像情報などの提供にも留意する。

また、休日、夜間に、林野火災が発生した場合であっても、迅速な情報収集・連絡、指示が行えるよう適切な体制を確保するよう努める。

【問い合わせ先】

消防庁特殊災害室 宮崎補佐・橘高係長
電話：03-5253-7528（直通）
FAX：03-5253-7538
e-mail: t2.kittaka@soumu.go.jp